

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人 T a n s a

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

第1準備書面

2025年2月25日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 喜田村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 高 橋 涼 子

同 小 野 高 広

同 西 村 友 希

目 次

第 1	はじめに	3
第 2	「情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方」に対する反論.....	3
1	被告主張の誤り	3
2	文書不存在事案の審理及び主張立証責任	4
第 3	被告主張が不十分または誤りであり説明の必要があること	9
1	案段階文書について	9
2	案段階以外文書について.....	11
3	文書の探索範囲が不明確であること	12
第 4	案段階以外文書が存在するはずであること	12
1	甲 9 の内容が意思決定過程を合理的に跡付けるものではないこと	12
2	内閣法制局打ち合わせの経緯や行政の業務遂行の方法に照らした検討.....	14
第 5	求釈明事項	15
1	3 日間にわたった内閣法制局打ち合わせについて	15
2	案段階文書について	16
3	案段階以外文書	17
4	被告の探索方法及び範囲について	19

第1 はじめに

答弁書における被告の説明は不十分であり、また、誤っている点があるため、本準備書面では求釈明を行う（後記第5）。その前提として、被告は本件開示請求対象文書の存否を明らかにすべきこと、一般に文書不存在には3類型があり、どの類型に該当するかによって主張立証責任や審理の方法が異なり、行政府でもその区別を明らかにすべきとされているから、被告は、本訴でもその区別を明らかにすべきこと（後記第2）、被告主張には不十分または誤っている点があること（後記第3）及び案段階文書以外の文書も存在するはずであること（後記第4）について、それぞれ論じる。

第2 「情報公開訴訟における審理及び司法審査の在り方」に対する反論

1 被告主張の誤り

被告は、情報公開訴訟において不開示とされた行政文書に関する審理、判断につき、大要、どのような性質、種類の不開示情報が記録されているかの審理、判断は、飽くまでも一般的抽象的な観点から行うべきであると主張し、そのうえで、そのような不開示情報の保秘に係る配慮は、本件のように行政文書不存在を理由として行政機関の長が行った行政処分の当否が問題となる場合においても等しく当てはまると主張する（答弁書11頁）。

しかし、被告の上記主張は、文書の内容説明について、情報公開法5条各号の各不開示事由を区別しない点で誤っている。また、本件のように文書不存在の当否が問題となる場合について、もし、文書の存否自体を曖昧にしてもよいという趣旨であれば、その点も誤りである。

まず、前者（文書の内容説明）について言えば、情報公開法5条では、3号、4号のように「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき

相当の理由がある情報」という規定もあれば、5号、6号のように、単に「おそれがあるもの」とする規定もあるなど、条文の書きぶりが異なっており、一律に論じられるものではない。

本件開示請求対象文書は、3号（国の安全等）や4号（公共の安全等）にかかわるものではない。たとえば、6号（事務事業情報）の「おそれ」について、裁判例では、「『おそれ』があるというためには、名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められる必要がある」（東京高裁令和2年7月22日判決〔判例秘書：L07520718〕等）とされている。文書の内容説明は、実質的、具体的に支障などが生じる蓋然性を示すに足りる具体的なものである必要がある。

また、文書の内容説明の問題と、文書の存否の問題とは厳密に区別する必要がある。情報公開法が別途規定している存否応答拒否（情報公開法8条）の類型にでも当てはまるのであれば別であるが、そうでない場合には、文書が存在することを明らかにしても「不開示情報を開示すること」（同条）にはならない。本件開示請求対象文書は、存否応答拒否の類型に該当するような文書でないことは明らかであるから、文書の存否それ自体は明確にする必要がある。

2 文書不存在事案の審理及び主張立証責任

（1）不存在の3類型と学説及び裁判例

宇賀克也・東京大学教授（当時。現在、最高裁判事）は、文書不存在を解釈上の不存在と物理的不存在に分け、それぞれ次のように論じ

ている¹（強調は原告代理人）。

「①解釈上の不存在の場合の主張立証責任 情報公開法または情報公開条例に基づく開示請求に対する文書不存在を理由とする不開示決定には、解釈上の不存在と物理的不存在がある。前者は、開示請求対象とされた文書自体は存在するが、当該文書が対象文書の要件を満たさないため、文書不存在とされるものである。たとえば、組織共用文書であることが、対象文書の要件とされている場合において、当該文書が職員の個人的メモであって組織共用文書でないため、物理的には存在するものの、対象文書としては存在しないとされるものである。この場合には、当該文書の作成の経緯、保管状況、記載内容等については、開示請求者に立証させることは通常困難であり、他方、行政主体にとっては立証は困難ではないと考えられる。したがって、物理的には存在するが職員の個人的メモであって対象文書の要件を満たさないことの主張立証責任は当該文書を保有する行政主体が負うことになると解される（さいたま地判平成 15・7・9 判例自治 259 号 18 頁、大阪地判平成 28・9・9 判例集不掲載のほか、解釈上の不存在に関する裁判例について、宇賀克也・情報公開・個人情報保護 289 頁参照）。この点は、ほとんど異論がないことと思われる。

②物理的不存在の場合の主張立証責任 これに対し、物理的不存在の場合、一方において、不存在の証明は「悪魔の証明」ともいわれ、行政文書の不存在を立証することは困難である。他方、存在す

¹ 宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説（第8版）』146、147頁

る行政文書の目録が存在しない中、被告が存在を否定する行政文書の存在を原告が立証することは困難である。」

物理的不存在の場合の主張立証責任については、被告が引用する最高裁2014（平成26）年7月14日第二小法廷判決（いわゆる沖縄密約情報公開訴訟、以下「平成26年最判」という）は、最高裁判所裁判集民事収録の事例判断であるが、「開示請求の対象とされた行政文書を行政機関が保有していないことを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、その取消しを求める者が、当該不開示決定時に当該行政機関が当該文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である」と判断した。

さらに、平成26年最判は、「ある時点において当該行政機関の職員が当該行政文書を作成し、又は取得したことが立証された場合において、不開示決定時においても当該行政機関が当該行政文書を保有していたことを直接立証することができないときに、これを推認することができるか否かについては、当該行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯や上記決定時までの期間、その保管の体制や状況等に応じて、その可否を個別具体的に検討すべきもの」と判断している（強調は原告代理人）²。

また、行政文書の作成又は取得を行政機関が否定し、作成又は取得の有無が争点になっている事案において、東京地裁2022（令和4）

² 宇賀教授は、平成26年最判について、「本件最高裁判決は、総合考慮に当たったの考慮事項は示しているものの、本件1審判決、本件原判決のような相当に明確な判断基準とは異なり、ケースバイケースでの判断に委ねており、本件最高裁判決も事例判決として位置づけられる」と指摘している（前掲書155頁）。また、事案の当てはめである外交文書についての判断部分につき「保管の体制や状況等が通常と異なる場合が想定されるとする本判決の当該判示部分は、行政機関情報公開法や公文書管理法施行前の時代を念頭においたものであり、現在まで射程に入れたものではないことに留意する必要がある」と指摘している（同157頁）。

年12月20日判決(判例秘書:L0773335)は、「もっとも、当該行政文書の作成や存在につき第一次的に情報を有しているのは処分行政庁の側であることから、当該判断に当たっては、被告の主張する当該行政文書の内容や性質、その作成経緯又は作成していない理由等に不合理な点がないかを検討した上で、それを踏まえ、原告の主張立証が当該行政文書の存在を認めるに足りる程度に至っているか否かという見地からこれを行うべきものである」と判断している(強調は原告代理人)。

以上のとおり、文書不存在は、(ア)解釈上不存在に該当するか否かが争点になる場合、(イ)物理的不存在で、作成又は取得の有無が争点になる場合、および(ウ)物理的不存在で、いったん作成又は取得されたことに争いは無いが、その後の廃棄等の有無が争点になる場合の3類型に分類することができる。

そして、これら3類型のいずれに該当するかによって、主張立証責任や審理の進め方が変わるから、文書不存在を契機とする情報公開訴訟の審理においては、対象文書が不存在である理由がどの類型に該当するのかを、まず被告が明らかにすることが必要かつ重要である。

(2) 行政府においても3類型を明確にした理由付記が必要とされていること

情報公開法制定時の附則2項において、「政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされたことを受けて、情報公開法の制度運営の在り方について有識者による専門的な検討を行うことを目的として開催され

た「情報公開法の制度運営に関する検討会」は、2005年3月29日「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」（甲31）（以下「検討会報告」という）を策定した³。検討会報告27頁は、「特に、文書の不存在を理由とする不開示決定については、例えば、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄した、あるいは請求対象文書が個人メモであって組織共用文書ではないから対象文書としてはないなど、不存在の要因についても付記することを徹底する必要がある。」と指摘している（強調は原告代理人）。

検討会報告を受けて総務省行政管理局長が2005年4月28日付けで発出した「行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について」5項（甲32、2頁）は、「文書の不存在を理由とする不開示決定」について、「請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので廃棄したなど、対象文書が存在していないことの要因についても付記することを徹底すること」を求めている（強調は原告代理人）。この文書では、物理的不存在の2類型を記載したうえで「など」と記載しているが、この文書は、その冒頭その他随所で検討会報告に言及しているとおり検討会報告を受けたものであり、「など」が、検討会報告の明示する解釈上不存在の場合を指していることは明らかである⁴。

³ この検討会の開催経緯は、同報告（甲31）1頁「はじめに」に説明がある。

⁴ この文書の12頁「5 不開示決定に際しての理由付記」では、「【「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」26頁】と典拠を示したうえで、囲みの中で引用の体裁をとって検討会報告を紹介している。しかし、正しくは、検討会報告において該当の記載があるのは27頁であり、かつ、検討会報告には「あるいは請求対象文書が個人メモであって組織共用文書ではないから対象文書としてはないなど」と明記されているのに、通知では、この部分をまとめて「など」と記載しており正確ではない。

したがって、行政府においても3類型を明らかにした理由付記の徹底が求められているのであり、被告は、この点を明らかにすべきである。

第3 被告主張が不十分または誤りであり説明の必要があること

以上のとおり、被告は文書不存在の3類型について明らかにして不開示決定の理由を述べるべきであるが、これまでの被告による説明は不十分である⁵。本件訴訟において被告はその点を明らかにする必要がある。

1 案段階文書について

(1) 説明が不十分であること

被告は、「内閣官房及び内閣府は、... 令和4年7月12日ないし同月14日に内閣法制局とやり取りした際に作成又は取得された、甲9文書の案段階文書については、本件内閣官房規則7条9項6号又は本件内閣府規則16条6項6号（意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書）に該当するとして、甲9文書の内容確定後、いずれも遅滞なく廃棄している」と主張する（答弁書21頁）。

まず、被告は、「内閣官房及び内閣府は」と主語として2つの処分行政庁を共に挙げ、さらに「作成又は取得された」と記載して、作成なのか取得なのかを曖昧にしているが、これらの点を区別して明確にすべきである。

次に、被告は、「いずれも遅滞なく廃棄している」と述べるが、宇賀前掲書146頁に、「文書不存在の場合も、『当該文書は、作成しない慣

⁵ 本件開示決定や審査請求の過程での内閣官房及び内閣府の説明も不十分であるが、ここでは答弁書における説明を中心に論じる。

行になっており、実際に存在しない』、『当該文書は存在したが、保存年限を経過したために○年○月○日に廃棄した』等の理由を提示する義務がある」とあるように、「遅滞なく」では不十分である。処分行政庁である内閣官房と内閣府ごとに、それぞれ何年何月何日に廃棄したのかを説明すべきである。

また、甲9文書の案段階文書（以下「案段階文書」という）は、いったん存在したことを被告も認めているから、平成26年最判が取り扱った類型にあたる。それゆえ、同最判の示した基準に沿った説明を被告が必要がある（以上述べた点について、第5でまとめて求釈明を行う。以下同じ）。

（2）説明が誤りであること

訴状5頁で述べたとおり、内閣官房による本件不開示決定①には、不開示の理由として「本件対象文書については、作成又は取得しておらず、若しくは廃棄しており、保有していないため（不存在）」と記載があり、文書を作成・取得していないことと、文書を廃棄したことの双方が挙げられている（このような説明は3種類のいずれかであることを明確にしておらず不十分であるが、ここではその点を措く）。

一方で、内閣府による本件不開示決定②には、不開示の理由として、「開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していないため、不開示とする」と記載しており、文書を廃棄したことについては記載していない。被告は、本訴において、案段階文書をいったんは作成したことを認めているから、内閣府の本件不開示決定②に付記された理由は事実と異なることになる。

なぜ本件不開示決定①と同②が食い違っていたのか、同②では、なぜ事実と異なる理由が付記されたのか、被告は明らかにすべきである。

2 案段階以外文書について

被告は、「内閣官房及び内閣府は、… 甲 9 文書及び甲 9 文書の案段階文書以外の行政文書については、作成又は取得していないか、作成又は取得したものがあつたとしても、本件内閣官房規則 7 条 9 項各号のいずれか又は本件内閣府規則 1 6 条 6 項各号のいずれかに該当するものとして、使用目的終了後、遅滞なく廃棄している」と主張する（答弁書 2 1、2 2 頁）。

このように、被告は、「甲 9 文書及び甲 9 文書の案段階文書以外の行政文書」（以下「案段階以外文書」という）については、案段階文書について指摘したことと同様に、主体として内閣官房と内閣府を一体として論じ、「作成又は取得」とするだけでなく、「作成又は取得したものがあつたとしても、… 廃棄している」とし、文書不存在の 3 類型のうちのいずれであるかを明らかにしていない。また、「遅滞なく廃棄」と述べるだけで、具体的日付も不明である。

案段階文書については、物理的不存在のうち、いったん作成又は取得したうえで廃棄したという類型に該当することを被告は明らかにしている。しかし、案段階以外文書については、行政文書には当たらないと被告が考えているために作成又は取得していないというのか、あるいは行政文書にあたるものとして作成又は取得したが、その後廃棄した文書もあるのかなど、区分けが不十分である。

後記第 4 で述べるとおり、案段階以外文書が存在しないことはありえない。しかも、案段階以外文書は複数存在すると考えられる。被告は、原告が後記第 5 に記載する想定される文書の類型に応じて、前掲東京地裁令和 4 年判決も踏まえ、後記第 5 に記載する求釈明に応じるべきである。

3 文書の探索範囲が不明確であること

被告は、答弁書22頁（第7・1・第3段落）で、内閣官房及び内閣府は、本件各開示請求を受け、「行政文書ファイルが保存されている執務室内、書庫、パソコン上の共有フォルダ等の探索を実施したが、本件各文書の存在は確認できなかった」とする。

しかし、被告の主張する探索範囲のうち、「等」の具体的内容が明らかではなく、被告の探索方法や探索範囲が合理的なものであるかどうかについて確認できない。被告において、「等」の具体的内容を説明する必要がある。

第4 案段階以外文書が存在するはずであること

次に述べるとおり、甲9だけでは意思決定過程を合理的に跡付けるには足りない。また、2022年7月12日から14日に行われた内閣法制局との打ち合わせ（以下「内閣法制局打ち合わせ」という）の経緯や行政における一般的な業務遂行方法に照らすならば、案段階以外文書が存在しないということはいえない。

1 甲9の内容が意思決定過程を合理的に跡付けるものではないこと

(1) 甲9の記載内容

甲9の本文は3項からなり、その主要な内容は、①戦前、大正15年に制定された国葬令に基づき皇族8名・一般人12名の国葬実施例があったが、「法律を以て規定すべき事項」を規定するものであったことから、国葬令は、昭和22年末に失効したこと、②戦後、内閣総理大臣経験者の葬儀に国が関与する場合は、国の儀式として行う国葬儀と内閣の儀式として行う内閣葬があり、個々のケースに応じた方法が

とられてきたこと、③国葬儀の型式で行われた吉田元総理の葬儀は、閣議決定を根拠にしており、国の儀式を内閣が行うことについては行政権の作用に含まれること、内閣府設置法に「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されていること等の理由により、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能と考えられること、である。

上記①のとおり、戦前は国葬令に基づいて国葬が実施されていたが、国葬は法律を以て規定すべき事項であり、かつ、そのことを根拠として、(訴状9頁で指摘したとおり)同勅令は、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和22年法律第72号)1条「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和22年12月31日まで、法律と同一の効力を有するものとする」により失効している。そうすると、国葬令失効後に国葬を実施するためには、国葬令に代わる根拠法が必要となるはずである。それにもかかわらず、上記③のとおり、甲9は国葬令に代えて、国葬について具体的に定めた根拠法がなくとも、閣議決定を根拠に国葬を実施することは可能であるとしているが、その理由は明記されていない。

(2) 甲9は国の意思決定過程を合理的に跡付けるものではないこと

訴状10頁～11頁で述べたとおり、国葬儀に関する内閣官房・内閣府の相談内容は、法律事項ないし国会審議を要する事項なのか、あるいは閣議決定で決められる事項なのかという行政権の範囲にもかかわる重大な問題であり、過去の経緯や議論を踏まえて慎重に検討する必要がある。加えて、安倍元首相の死亡当日の記者会見において葬儀に関する質問が出ていることから明らかなように、政府として安倍

元首相の葬儀をどのような形式で行うかについては、広く国民の関心を集めていた。

そのため、内閣官房・内閣府から相談を受けた内閣法制局は、直ちに結論を出すことはせず、2022年7月12日、13日及び14日の3日間をかけて、慎重に法的な検討や内閣官房・内閣府との議論を重ねて結論を出したと考えられる。

しかしながら、すでに述べたとおり、甲9には、内閣法制局の検討内容や、内閣官房・内閣府との議論の内容については一切記載がない。そのため、甲9を見ても、内閣法制局が内閣官房・内閣府とどのような議論を重ねたのか、なぜ内閣法制局が「意見はない」と回答したのか、なぜ閣議決定に基づき安倍元首相の葬儀を国葬儀として行うことになったのか、意思決定の過程を読み取ることができず、これらの過程が記載された甲9以外の文書が作成・保存されているはずである。

2 内閣法制局打ち合わせの経緯や行政の業務遂行の方法に照らした検討

前述した国葬令の失効した経緯からすれば、国葬は法律を制定したうえで実施すべき、という結論をストレートに導けるはずである。それにもかかわらず、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能とする判断について、内閣法制局が「意見がない」とし、積極的に反対意見を述べないこととしたのは（逆に言えば、積極的に是認したわけでもない）、それまでの3日間の相談の過程で様々なやりとりがあったためであろうことを容易に推察できる。内閣法制局が意見や質問を出し、それを内閣官房や内閣府が調査・検討し、再び内閣法制局に情報や意見を提供して相談する、といったやりとりがあったはずである（それゆえ、1日の打ち合わせでは終わらず、相談に3日を要したと考えられる）。

また、内閣官房及び内閣府が2022年7月12日に内閣法制局との打ち合わせを始めた時点では、最初から3日間にわたって打ち合わせを行うことが決まっていたわけではないであろう。それまでの記者会見で、国葬の方式の質問をうけた内閣総理大臣及び総理官邸とすれば、早期に結論が出ることを望んでいたはずである。内閣官房や内閣府とすれば、内閣法制局との打ち合わせの進捗状況や見通しなどを、逐一官邸に報告していたはずである

さらに、内閣法制局の応接録(甲5)には、「意見がない旨回答した」という結論が記載されているが、応接録は内閣法制局内部の文書であるから、内閣官房や内閣府が内閣総理大臣ないし首相官邸の担当の者に伝えるにあたって、内閣官房や内閣府にとっては外部の文書である応接録を用いたということはありません、別途何らかの文書なりメールを作成のうえ伝達したはずである。

これらの点を踏まえ、以下の第5では、存在が想定される文書の類型を明記したので、被告はこれらの類型ごとに具体的な説明をすべきである。

第5 求釈明事項

1 3日間にわたった内閣法制局打ち合わせについて

被告は、答弁書6頁(第3・2(2))において、訴状4頁(第2・3・第1段落・第2文)の主張である「内閣法制局の乗越徹哉参事官らは、2022年7月12日～14日の3日間…相談を受けてい[たこと]」を認めている。

これまで繰り返し述べてきたとおり、内閣法制局は、法律の制定や国会での検討を経ることなく、国葬儀を閣議決定で行うことができるかどうかという重要な問題について、国民の関心も極めて高いなかで、3日間に

わたり慎重に内閣官房・内閣府との議論を重ねてきたはずである。

この相談が3日間にわたり行われ、その間にどの位の時間をかけ、誰が出席していたか、といった事項は、本件請求対象文書が作成又は取得されていることと強く関連する事柄であり、相談の状況は本件の審理にあたって重要である。そこで、被告において、以下の各事項を具体的に明らかにされたい。

- ① 2022年7月12日に実施された「相談」の開始及び終了時刻（午前及び午後など複数回にわたる場合にはそれぞれについて）並びに相談の出席者氏名及び役職名（報告・相談・追加調査等のために離席等した者がいる場合にはその者の氏名及び離席した時間、誰に報告・相談したのか）
- ② 同月13日に実施された「相談」につき同上
- ③ 同月14日に実施された「相談」につき同上

2 案段階文書について

本書面6頁で述べたとおり、案段階文書をいったん作成・取得し、その後廃棄したのであれば、平成26年最判に照らした説明が必要である。また、本書面9～10頁で述べた点も踏まえ、以下の各事項を、①、③及び④については主体を内閣官房と内閣府に区別して、それぞれ具体的に明らかにされたい。

- ① 案段階文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯（作成か取得かを区別して明らかにされたい）
- ② 不開示決定時までの期間
- ③ 保管の体制や状況等
- ④ 何年何月何日に廃棄したのか
- ⑤ 本件不開示決定①と同②が食い違っている理由

⑥ 本件不開示決定②に事実と異なる理由が付記された理由

3 案段階以外文書

前記第4で述べたとおり、案段階以外文書が存在しないことはありえない。また、第4、2で述べた内閣法制局打ち合わせの経緯や行政における業務遂行の方法に照らすならば、被告は次のような種類の文書を作成しているはずである。

- (i) 内閣法制局に提出した内閣官房ないし内閣府のポジションペーパー⁶
- (ii) 内閣法制局からの質問や意見、内閣法制局が結論を出す時期の見通し等を記載して内閣官房ないし内閣府内で報告した文書またはメール
- (iii) 内閣法制局から出された質問や課題に答えるために作成又は取得し、内閣法制局に交付ないし提示した文書またはメール
- (iv) (iii)のような文書の準備のために内閣官房及び内閣府の内部及び内閣官房及び内閣府間でやりとりしたメール
- (v) 内閣法制局とやりとりしたメール
- (vi) 内閣総理大臣秘書官（その他内閣総理大臣に取り次ぐ者）に内閣法制局打ち合わせの状況や内容について報告した文書ないしメール（内閣法制局の結論的意見ないし意見がないことを記載した文書ないしメールを含む）
- (vii) 内閣総理大臣秘書官（その他内閣総理大臣に取り次ぐ者）から受領した文書ないしメール

⁶ 案段階文書は(i)の類型に該当すると考えられるが、案段階文書以外のポジションペーパー。あるいは案段階文書と同一内容の文書で、たとえば組織共用性がないという判断から同一内容の文書が別途存在する場合にはその文書も含む。

上記(i)～(vii)の類型ごとに分け、かつ、主体を内閣官房と内閣府に区別したうえで、以下の各事項について具体的に明らかにされたい（ある類型に該当する文書が複数存在する場合には、その点を説明したうえで、それぞれの文書ごとに個別に説明されたい）。

① 不存在とした理由は、次の（ア）、（イ）、（ウ）のいずれによるためか。

（ア）解釈上不存在の類型に該当すると判断したため（行政文書としては作成または取得していないが、文書としては作成または取得している）。

（イ）物理的不存在の類型に該当し、そもそも作成又は取得していないため。

（ウ）物理的不存在の類型に該当し、いったん作成又は取得したが、その後廃棄したため。

② 上記（ア）に該当する場合：

行政文書に該当しないとする理由、文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯（作成か取得を区別）、保管状況

（上記説明を求めている項目については、本準備書面の宇賀前掲書の「解釈上の不存在の場合の主張立証責任」の記述を参照）

③ （イ）に該当する場合：

該当する行政文書の内容や性質、その作成経緯、作成又は取得していない理由等

（上記説明を求めている項目については前掲東京地裁令和4年判決参照）

④ （ウ）に該当する場合：

該当する行政文書の内容や性質、その作成又は取得の経緯、不開示

決定時までの期間、保管の体制や状況等、廃棄した具体的年月日

(上記説明を求めている項目については平成26年最判参照)

- ⑤ その他、行政文書には該当しないが、内閣法制局打ち合わせに関連するものとして2022年7月12日から14日までの間に作成または取得した文書で、上記(i)~(vii)の類型には該当しないと被告が考える文書が存在する場合には、その文書について、上記②に記載した各事項

4 被告の探索方法及び範囲について

本書面12頁で述べたとおり、被告が探索したという行政文書ファイルが保存されている執務室内、書庫、パソコン上の共有フォルダ「等」の具体的内容が明らかではなく、被告の探索範囲が合理的なものであるかどうかについても確認できない。2022年7月12日~14日に内閣法制局とやり取りを行う過程で、書面だけでなくメールでのやり取りや報告・相談等が行われていると考えられるが、関係者のメールボックスを検索したのか否かについても明らかではない。

この点を含め、被告において、「等」の具体的内容を明らかにし、探索方法及び範囲を具体的に説明されたい。その際、探索実施者の氏名及び役職、内閣法制局打ち合わせの出席者その他の関係者(案段階文書あるいは案段階以外文書の作成又は取得に関与した者)の誰に対してヒアリングを実施したのか否か、それら関係者の職務上保有しているパソコンや携帯端末を探索したのか否かもあわせて明らかにされたい。

以 上